

社会福祉法人鳥取県共同募金会

平成24年度事業計画

社会福祉法人鳥取県共同募金会

1 事業運営の方針

共同募金運動は、多くの県民の理解と協力により地域福祉の推進をはじめ、民間福祉活動を支援する民間資金として60年以上に渡り運動を実施してきた。

現在、共同募金運動60年を期した中央共同募金会「企画・推進委員会」の「共同募金改革」答申を受け、具体的な運動の改革が、各県において検討されている。

本県においても平成21年2月に「社会福祉法人鳥取県共同募金会 共同募金改革検討委員会」を設置し、「地域をつくる市民を応援する共同募金」への改革に向けて、具体的な取組み・方策を検討してきた。平成22年7月には同委員会による提言書「鳥取県の共同募金の新たなあり方をめざして」がまとめられ、県共募会長に提出されている。改革の具体化については、平成23年6月に市町村支会・共同募金委員会の事務局長を構成員とする改革推進実行委員会を発足し、議論を進めているところである。

今年度は、これらの提言や議論を受け、従来からの課題なども踏まえて、各支会・共同募金委員会、社会福祉協議会、全国・ブロック共同募金会と連携し、住民が分かりやすい、よりよい形を求めながら改革を進めていく。また、企業や関係団体との連携についても、募金方法の拡大を含め進めていく。

そして、共同募金が地域住民や地域福祉の推進に取り組むさまざまな団体・関係者からの信頼を高め、地域の支え合いを基調とした住民参加の福祉コミュニティづくりに向けた運動としてさらに発展することをめざし、県民の理解と信頼が得られるよう運動を展開するため、次の事業を推進する。

2 役員会等の開催

理事会	4回
評議員会	4回
監事会	1回
配分委員会	4回

3 運動の実施計画

「平成24年度共同募金運動実施要綱」に基づき、本県における共同募金運動を展開する。

4 運動推進体制の育成、強化

共同募金運動を円滑に実施するため、市町村支会・共同募金委員会、募金ボランティアに対して支援を行い運動推進体制の充実を図る。

(1) 市町村支会・共同募金委員会

- ① 支会・共同募金委員会担当者会議の開催（年2回）
- ② 中央共同募金会情報誌「赤い羽根」の配布
- ③ 諸行事に対する協力・援助及び資料・情報の提供
- ④ 運動資材の提供

運動推進に必要な募金・広報資材を作成または調達し、効果的な推進を図る。

(2) 募金ボランティア

① 「募金ボランティア手引き」の作成

共同募金運動の趣旨、運営、組織、使いみち等について、要点をわかりやすくまとめた手引きを作成し、募金活動にあたる募金ボランティアに配布することで、適正な運動実施に努める。

② 奉仕者見舞金制度の活用

奉仕活動に伴う支会・共同募金委員会役職員、奉仕者の事故に対し、中央共同募金会の「奉仕者事故見舞金制度」を活用する。

(3) 企業との連携強化

通常の法人募金・職域募金の協力依頼に加えて、タイアップ商品の開発や「鳥取県共同募金会支援自動販売機」の設置など、新たな協力方法についても提示していく。

5 災害等準備金及び災害たすけあい運動の実施

社会福祉法に規定された大規模災害の発生等に対応する準備金を法令で定められた範囲内で積立てを行い、これに該当する大規模災害が発生した場合は、この準備金の有効活用を図る。

また、大規模災害の発生時には、関係機関と連携し義援金募集を行う他、県外の災害に対しては、全国的運動に呼応して災害たすけあい運動（義援金の取り次ぎ協力等）を実施する。

- ・ 東日本大震災義援金（平成24年9月30日まで募集）
- ・ 災害ボランティア・NPO活動サポート募金（平成25年3月31日まで募集）

6 災害見舞及び緊急助成事業

火災その他の災害を受けた世帯に対し、災害見舞金を贈るとともに、緊急に援護を要する事態が生じた場合、被災者・施設等に助成する緊急助成準備金の運営を行う。

7 全国協調並びに連絡調整

中央共同募金会、各県共同募金会及び中国ブロック共同募金会との緊密な連携のもとに、全国協調の推進及び事業効果並びに資質の向上を図るため、各種会議への役職員の派遣や調査研究への協力を行う。

また、鳥取県社会福祉協議会等、関係機関との連携を強化する。

8 調査研究の実施

運動内容の統計化と現状分析に努め、募金及び助成の改善向上に努める。

- ① 運動の実施状況について実態の分析を行い、運動推進の企画、立案に資する。
- ② 各県の資料及び情報を収集、分析する。
- ③ 「地域をつくる市民を応援する共同募金」への改革推進

共同募金改革検討委員会提言書やモデル支会・共同募金委員会の実践結果、改革推進実行委員会で議論を踏まえて、本県における具体的な改革について検討する。

※実情を踏まえた共同募金委員会移行の仕組みづくり、助成枠の検討など

9 顕彰事業

- ① 共同募金運動功労者・団体、高額寄付者等に対する表彰、感謝
- ② 中央顕彰候補者の推薦
- ③ 褒章条例に基づく寄付者に対する紺綬褒章の申請
(個人500万円以上、団体1,000万円以上)

10 その他

(1) 民間資金助成事業への協力

- ① 中央競馬馬主社会福祉財団助成要望事業の調査、推薦の他、被助成法人に対して必要な指導及び助言を行う。
- ② 車両競技公益資金記念財団助成要望事業の他、被助成法人に対して必要な指導及び助言を行う。

(2) 共同募金以外の寄付金の取扱い

共同募金以外の寄付金（共同募金期間外に受け入れる寄付金及び寄付者が用途等を指定する寄付金）の受入と助成を行う。受入にあたっては行政機関、中央共同募金会と協力し、厳正な審査を行う。